

平成29年10月2日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 定臣

厚生労働省による医療法人制度改革に関する委託セミナーの開催について
(平成29年度税制改正に伴う認定医療法人制度の延長・拡充を中心に解説)

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より、改正医療法、特に認定医療法人制度((持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行計画の認定を受けた医療法人に対する相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置))について周知するため、掲題委託セミナーを、別添のとおり10月12日より全国27都市で開催する旨連絡がありました。

なお、認定医療法人制度につきましては、平成28年12月28日付都道府県医師会長宛通知文「平成29年度税制改正について」(日医発第1052号)におきまして、本会の要望が実現し、医療法改正を前提として、3年延長(平成29年10月1日～)するとともに、認定医療法人について移行の際の贈与税を課税しない等の拡充措置が講じられる旨をご案内しております。また、改正後の認定医療法人制度の詳細に関する厚生労働省通知を近日中にご案内する予定です。

つきましては、貴会会員に対して、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

(別添文書)

- 医療法人制度改革に関するセミナーの開催について
- 平成29年度厚生労働省委託事業 医療法人制度改革に関するセミナー